

# 平成31年3月後期定例会 議事録

- ・開催日時 平成31年3月25日(月曜日) 14時53分～17時40分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員) 中野委員長 松尾委員 内田委員  
(事務局) 山崎事務局長 角田副事務局長 古沢人事主幹  
前田係長 安田係長 江口係長 光富主事 安心院主事

## 議事事項

### 1 平成31年3月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

### 2 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

#### 1 改正の理由

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則において派遣先団体としている法人の名称が変更となるため。

#### 2 改正の内容

派遣先団体の名称について、「公益財団法人佐賀県体育協会」を「公益財団法人佐賀県スポーツ協会」に改める。(別表第1関係)

#### 3 施行日

平成31年4月1日

### 3 昭和50年高教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について

高教組事案(昭和50.11.28等統一行動事案)について、審査請求人の所在調査を行い、平成31年2月27日までに死亡し、相続人等から承継の届出がなされなかったものについて、不利益処分についての審査請求に関する規則第12条第1項第3号に該当すると認め、審査を打ち切り、審査請求を棄却することを決定した。

#### 【説明】

- ・昭50.11.28等統一行動事案 6名分

#### 4 昭和50年佐教組事案等に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について

佐教組3事案(昭和50.11.29等統一行動事案、昭和52.4.15等統一行動事案、昭和59.10.26統一行動事案)について、審査請求人の所在調査を行い、平成31年3月8日までに死亡し、相続人等から承継の届出がなされなかったものについて、不利益処分についての審査請求に関する規則第12条第1項第3号に該当すると認め、審査を打ち切り、審査請求を棄却することを決定した。

##### 【説明】

・昭52.4.15等統一行動事案 24名分

#### 5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

なお、今後、字句等の修正があった場合は、事務局長で対応することについて了承された。

##### 【説明】

##### 1 改正の理由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、正規の勤務時間以外の時間における勤務(以下「時間外勤務」という。)に関する規定が整備されたこと、及び早出遅出勤務の対象となる職員の範囲が拡大されたこと等により所要の改正を行う必要があるため。

##### 2 改正の内容

職員の勤務時間、休暇等に関する規則を以下のとおり改正する。

(1) 時間外勤務に関し、断続的な宿日直勤務や時間外勤務の命令規定等が整備されたことにより、次のとおり所要の改正を行う。

宿日直勤務の内容及び許可手続き等を規定する。(第3条の4関係)

育児短時間勤務職員等に宿日直勤務及び時間外勤務を命ずることができる場合の要件を規定する。(第3条の4の2関係)

時間外勤務を命ずる際の健康配慮を任命権者に義務付ける。(第3条の4の3、第3条の4の4第4項関係)

時間外勤務の上限時間を以下のとおり規定する。

・月45時間、年360時間を原則とする。(第3条の4の4第1項関係)

・通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時的な場合には、月80時間、年720時間等の範囲内で延長できる。(第3条の4の4第2項関係)

・大規模な災害への対応等公務の運営上真にやむを得ない業務に従事する職員に対しては、規則第3条の4の4第2項の上限時間を適用しない。(第3条の4の4第3項関係)

規則第3条の4の4第2項の上限時間を超えて時間外勤務を命じた場合には、任命権者に事後検証を義務付ける。

(第3条の4の4第5項関係)

育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限に係る請求手続等を規定する。(第4の4の2～第4条の5関係)

(2) 早出遅出勤務の対象となる職員の範囲拡大に伴い、育児、介護及び修学を行う職員の

要件規定を削除する。(第3条の5関係)

(3) 様式第1号、第2号、第3号及び第4号について、所要の改正を行う。

次に掲げる規則の引用条項を改める。

(1) 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則(第21条の3第1項、第22条第2項、様式第3号関係)

(2) 通勤手当に関する規則(第7条関係)

(3) 期末手当及び勤勉手当に関する規則(第10条第2項第6号関係)

その他所要の改正を行う。

### 3 施行日

平成31年4月1日

## 6 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について等の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

なお、今後、字句等の修正があった場合は、事務局長で対応することについて了承された。

### 【説明】

#### 1 改正の理由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、正規の勤務時間以外の時間における勤務(以下「時間外勤務」という。)に関する規定が整備されたこと、及び早出遅出勤務の対象となる職員の範囲が拡大されたこと等により所要の改正を行う必要があるため。

#### 2 改正の内容

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について(通知)を次のとおり改正する。

(1) 育児短時間勤務職員等に週休日の振替を行う場合には、当該育児短時間勤務職員等の時間外勤務について他の職員よりも厳格な要件が定められていることに留意する。

(第3第5項)

(2) 育児短時間勤務職員等に対する時間外勤務命令規定は、他の職員よりも厳格な要件を定める趣旨である。(第3の2第1項)

(3) 「1箇月」の定義について定める。(第3の2第2項)

(4) 「1年」の定義について定める。(第3の2第3項、第4項)

(5) 時間外勤務時間の通算に関する事項について定める。(第3の2第5項、第6項)

(6) 「通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、職員に対し、臨時的に同項各号に定める時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合」とは、全体として1年の半分を超えない一定の限られた時期において一時的・突発的に業務量が増える状況等により原則の上限時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合をいうものであり、「通常予見することのできない業務量の増加」とは、こうした状況の一つの例として規定したものである。(第3の2第7項)

(7) 「大規模な災害への対応等公務の運営上真にやむを得ない業務」(以下「大規模災害等業務」という。)とは、地震による災害等通常予見し得る事由の範囲を超え、客観的にみて避けられないことが明らかなもの等をいう。(第3の2第8項)

(8) 「1箇月」又は「1年」の期間で大規模災害等業務に従事した職員に対し、臨時的な上

限時間等(規則第3条の4の4第2項に規定する時間又は月数をいう。以下同じ。)を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合を定める。(第3条の2第9項)

- (9) 大規模災害等業務に従事する職員に対し、臨時的な上限時間等を超えて時間外勤務を命ずる場合の職員への通知について定める。(第3の2第10項)
- (10) 臨時的な上限時間等を超えて時間外勤務を命じた場合の要因分析等の方法について定める。(第3の2第11項、第12項)
- (11) 任命権者は、時間外勤務の縮減に向けた適切な対策を講ずるものとする。(第3の2第13項)
- (12) 育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限規定が新設されたことによる所要の改正を行う。(第3の5各項、第3の6各項)
- (13) その他条項ずれを改正する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、次に掲げる運用通知の引用条項を改める。

- (1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について(第36条関係第5項第1号関係)
  - (2) 時間外勤務代休時間の指定及び時間外勤務手当の支給の取扱いについて
  - (3) 期末手当及び勤勉手当の運用について(第25項第3号ウ関係)
- その他所要の改正を行う。

### 3 適用日

平成31年4月1日

## 7 佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

#### 1 改正の理由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

#### 2 改正の内容

事務局長に委任する事項に事務局職員の時間外勤務に関する事項を加える(第2条関係)

#### 3 施行日

平成31年4月1日

## 8 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

#### 1 改正の理由

事務の合理化を図るため、人事委員会事務局長が専決できる事務について、所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

(1) 事務局長が専決することができる事務に次のものを加える。(別表関係)

・労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条第3項において準用する同法第19条第2項の規定による解雇の予告の除外事由についての認定に関すること(緊急を要する場  
合に限る。)

(2) その他所要の改正を行う。

## 3 施行日

公布の日から施行する。

## 9 採用選考取扱要領の一部改正について

改正内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

- 1 障害者を対象とする採用については、これまで身体障害者に限定していたが、応募者を特定の障害種別の者に限定して職員の募集・採用を行うことは、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の趣旨に反するものとされ、是正すべきとの見解が国から示されているため、各任命権者の依頼に基づき、身体障害者に加え、知的障害者及び精神障害者を受験対象とし、障害種別を限定しないこととする。
- 2 臨床心理士及び情報技術職員の採用について、警察本部長の依頼に基づき、選考によることができる職に追加する。
- 3 他の地方公共団体及び公益的法人等の職員を人事交流等で受け入れる場合の採用選考について、選考によることができる職に追加する。
- 4 その他所要の改正を行う。

## 報告事項

### 1 平成31年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第1回)(第1次選考)の実施要綱について

平成31年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第1回)(第1次選考)の実施要綱について、概要を事務局から報告した。

### 2 佐賀県人材育成基本方針について

佐賀県人材育成基本方針について、概要を事務局から報告した。

## その他

### 1 行事予定について